

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和7年(ネ受)第1137号 上告受理申立事件

申立人 山縣真矢 外

相手方 国

上告受理申立理由書

(要約版)

2026(令和8)年2月16日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人 弁護士 上杉 崇子

弁護士 寺原真希子

ほか

申立人らは、以下のとおり、2026(令和8)年2月3日付上告受理
申立理由書の内容を要約する。

目次

第1	上告受理申立理由の要旨	3
第2	立法不作為の国家賠償法上の違法性の判断基準.....	4
1	立法不作為の国家賠償法上の違法性が認められるための要件.....	4
2	①違憲の明白性の解釈	4
(1)	国会にとって何が明白である必要があるか	4
(2)	先行する最高裁の判断の要否	5
3	②長期間の懈怠の要件の解釈	6
第3	①違憲の明白性要件の充足とその時期.....	6
1	2008年	6
2	2019年6月	7
3	2023年6月	9
4	2023年6月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点	10
第4	②長期間の懈怠要件の充足について	12
1	2008年	12
2	2019年6月、2023年6月、2023年6月以降本件口頭弁論終結日 までの一定の時点	13
第5	結語	13

第1 上告受理申立理由の要旨

上告理由書〔第二分冊〕第5から第7で述べたとおり、本件諸規定が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を認めていないことは、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反する（以下「**主たる主張**」という。）。さらに、上告理由書〔第二分冊〕第8において述べたように、仮に、主たる主張が全面的には認められないとしても、現行の法令が、民法及び戸籍法において法律上異性のカップルの婚姻について規律するにとどまり、法律上同性のカップルに対し、本件三要素、すなわち、①家族（配偶者）としての身分関係の形成、②その法的身分関係に応じたふさわしい法的効果（権利義務）の集合的付与、③当該法的身分関係の国の制度による公証を中核的要素とする家族制度の利用を認める根拠規定を有していないことは、憲法14条1項及び24条2項に違反する（以下「**従たる主張**」という。）。

そして、主たる主張及び従たる主張に係る憲法違反（総称して「**本件憲法違反**」という。）は、①2008年、②2019年、③2023年6月、④2023年6月以降本件の口頭弁論終結日¹までの一定の時点のいずれかの時点において、国会にとって明白であった。それにもかかわらず、正当な理由なく長期間にわたって、本件憲法違反を是正するために必要な立法措置を講じることを国会は怠った（以下「**本件立法不作為**」という。）。

このため、本件立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法と評価され、原審は相手方に対し損害の賠償を命じる判決を下さなければならなかったにもかかわらず、原判決は申立人らの請求を棄却した。

¹ 2025年5月20日である。

原判決には国家賠償法 1 条 1 項の本件におけるあてはめにおいて看過できない重大な誤りが存在し、原判決には法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる（民事訴訟法 3 1 8 条 1 項）。

第 2 立法不作為の国家賠償法上の違法性の判断基準

1 立法不作為の国家賠償法上の違法性が認められるための要件

判例上、①法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず（①違憲の明白性）、②国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合（②長期間の懈怠）には、国会の立法不作為は国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けるとされている。

2 ①違憲の明白性の解釈

(1) 国会にとって何が明白である必要があるか

本件関連訴訟のいくつかの高裁判決（甲 A 8 3 5 ほか）は、①違憲の明白性の要件が満たされない理由として、本件関連訴訟の各地裁判決における判断が憲法のどの条文に違反するか、違憲か違憲状態かといった点で統一されていないことを挙げる。

しかし、過去の判例において、国会にとって明白である必要があるのは“憲法上保障・保護されている権利利益が合理的な理由なく制約されていること”や“憲法上保障・保護されている権利利益の行使の機会を確保するための何らかの立法措置をとることが必要不可欠であること”であり、

判例上、憲法のどの条文に違反するのか、それが違憲なのか違憲状態なのかといった点まで統一的な判断がなされていることは要求されていない。

本件では、法律上同性のカップルが婚姻できず、家族としての法的保障が何らない状態に置かれていることにより、少なくとも憲法上保護される個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が侵害されていることは、本件関連訴訟の各判決が一致して認めるとおりである。

過去の判例に沿えば、“憲法上保護されている個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が合理的な理由なく制約されていること”や“上記重要な法的利益が合理的理由なく制約されているという状況を是正するために一定の立法措置をとることが必要不可欠であること”が国会にとって明白であれば、本件において④違憲の明白性の要件が満たされると判断すべきである。

(2) 先行する最高裁の判断の要否

東京高裁判決（一次）（甲 A 7 1 0）などの高裁判決は、④違憲の明白性の要件が満たされない理由として、最高裁の判断が未だ示されていないことを挙げる。しかし、先行する最高裁の判断がない事例において最高裁が違憲の明白性の要件が充足されることを認めた事例は複数あり²、違憲の明白性の要件の判断に当たって先行する最高裁の判断がないことは明白性を否定する理由にはならないのが、判例の正しい解釈である。よって、東京高裁判決（一次）（甲 A 7 1 0）などの関連訴訟高裁判決は、違憲の明白性の要件に関して、これまでの判例の解釈を誤っている。

² 最大判令和 4 年 5 月 2 5 日民集 7 6 卷 4 号 7 1 1 頁、最大判令和 6 年 7 月 3 日民集第 7 8 卷 3 号 3 8 2 頁

3 ⑧長期間の懈怠の要件の解釈

⑧長期間の立法義務の懈怠の要件は、判例上、国会が正当な理由なく長期にわたって憲法違反を是正するために必要となる立法措置を怠る場合をいうとされているが、これは、文字通り「長」期間の懈怠を要求しているわけではない。

⑧長期間の立法義務の懈怠の要件において「正当な理由」が要求されていることからすれば、どの程度の期間が「長期間」と評価されるかは、合理的な理由なく制約されている憲法上の権利・利益の性質・重大性、救済の緊急性、法改正をすることの技術的な容易性、法改正を困難にするような特別な事情の存在、既にどの程度の準備期間があったのか、どれだけ建設的かつ実質的な議論を国会が続けてきたかといった諸事情を考慮したうえで、必要かつ合理的な期間を超えているか否かにより決定されるべきである。そして、各事情を考慮し、違憲状態をこれ以上放置することは許されないと評価されるのであれば、それがたとえ1年という期間であっても「長期間の懈怠」と評価されるべきであり、このような解釈は過去の判例³とも整合する。

第3 ⑨違憲の明白性要件の充足とその時期

国会にとって本件憲法違反が明白となったと認められる時点は以下のとおり複数考えられる。

1 2008年

1997年の府中青年の家事件東京高裁判決から2008年12月の「性的指向および性自認に関する宣言」に至るまでの間に、国内的にも国

³ 最大判令和6年7月3日民集第78巻3号382頁

際的にも多様な性的指向及び性自認の尊重、それに関わる制約や差別が許されないとの規範が共有され、かつ、日本もそのような規範を認識していることを前提とした行動をとった。これらは当然国会が知りうる事項であり、国会は、遅くとも2008年までに、国内法上も、国際法上も、性的指向及び性自認に基づく権利利益の制約や差別が許されないことを明確に認識していた。

憲法自身が、個人が自律的な生を全うするには婚姻制度が必要不可欠であると捉えており、実際に2000年には法律上同性のカップルの婚姻を認める国が登場し、2008年までに5か国が同制度を導入していたこと（甲A447）、登録パートナーシップ制度などを導入する国も少なくとも11か国に上っていたこと（甲A103、甲A570、甲A571、甲A572）（明白性を基礎づける事実②）などをも併せ考えれば、2008年には、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

2 2019年6月

2008年以降、国内外において、法律上同性のカップルをめぐる状況はさらに変化・進展の一途をたどった。

2011年6月、第17回人権理事会で「人権、性的指向および性自認」と題する決議（A/HRC/RES/17/19）が採択され、日本は賛成票を投じた。2015年6月、アメリカ連邦最高裁判所が同性間の婚姻を禁ずる州法等は合衆国憲法に違反する旨の判決を下し、2017年5月、台湾においても、法律上同性のカップルに婚姻を認めない民法の規定が憲法に違反する旨の解釈が示された。2017年10月、ドイツにおいて、法改正がなされ、法律上同性のカップルも婚姻できるようになった。2017年12月末の時点で、25か国で法律上同性のカップルに婚姻が認めら

れ、G7構成国のうち、法律上同性のカップルに対し婚姻も婚姻と同等の登録パートナーシップ制度も認めない国は、日本のみとなった。2017年11月の第3回普遍的定期審査（UPR）では、スイスとカナダの2か国が日本に対し、国レベルで法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告した。

日本国内においても、2015年に渋谷区・世田谷区において法律上同性のカップルのパートナーシップ制度が開始され、同様の制度の導入は全国の地方自治体にも波及していった。日本学術会議や全国の20の指定都市の市長による指定都市市長会などからも、法律上同性のカップルのパートナーシップを公的に保障する必要性が国内社会において表明された。2018年10月には、東京都が自身の里親の認定基準を見直したことにより、児童相談所がある69の自治体のすべてにおいて、法律上同性のカップルも養育里親としての認定を受けられることとなった。さらに、2019年2月には本件関連訴訟が提起された。

国会においても、2015年2月に渋谷区が日本で初めて法律上同性のカップルを対象にパートナーシップ制度を開始することを決めたことを受けて、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であると認識されるようになった。2019年2月14日の本件関連訴訟の提訴を受けて、立憲民主党など複数の国会議員からいわゆる同性婚の法制化は憲法の要請だとの趣旨の意見が国会で表明された。同年6月には法律上同性のカップルの婚姻を可能とするため、2019年婚姻平等法案が野党から国会に提出された。これは、同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法13条）及び「法の下での平等」（憲法14条）の観点から要請されるところの認識が前提とされている。上記法案の提出により、遅くとも2019年6月には、いわゆる同性婚の法制

化は人権の問題であるとの認識が立憲民主党、日本共産党、社民党所属の議員には共有されるに至った。

以上のような状況を踏まえれば、2019年婚姻平等法案が野党から提出された時点、すなわち2019年6月の時点でも、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

3 2023年6月

2021年3月には、司法府の一角である札幌地方裁判所が、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について憲法14条に違反する旨の判断を示し、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が違憲であるとの評価が下された。2022年11月、2023年5月、同年6月には、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所、福岡地方裁判所でも判決が下され、法律上同性のカップルが利用可能な婚姻制度も家族となる制度もない状況は、憲法24条2項や憲法14条1項に違反ないしは違反する状態であるとの判断が示された。国会では、上記札幌地裁判決が出て以降、立憲民主党、社民党、共産党の議員だけでなく、当時与党であった公明党、その他の野党の日本の維新の会などの議員からも、本件関連訴訟の各判決で指摘された違憲状態を是正するのは国会の責務といった意見が表明されるようになった。

2022年11月、日本も批准する自由権規約に基づき、日本は、自由権規約委員会から、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるよう明示的に勧告され、国外からも、明確に法律上同性のカップルに法律婚を認めていない点について、自由権規約に違反する旨を指摘された。2023年1月から2月の第4回普遍的定期審査(UPR)においても、法律上同性のカップルの婚姻を承認すること等について勧告を受けた。

2023年3月、2023年婚姻平等法案が立憲民主党・社民党と日本共産党からそれぞれ提出された。これらの法案も、2019年婚姻平等法案と同様、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法13条）及び「法の下での平等」（憲法14条）の観点から要請されるとの認識を前提としたものである。

2023年5月のG7広島サミットでは「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」旨の記載がなされたG7広島首脳コミュニケが採択された。同年6月にはいわゆるLGBT理解増進法が制定され、国権の最高機関たる立法府（憲法41条）自身の手によって、日本の法体系上、性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別が許されないこと、何よりも、性的少数者がかけがえのない個人として尊重されることがより明確化された。

このように、国連の機関による勧告や本件関連訴訟に関する司法判断などを背景に、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であると認識されるとともに、本件関連訴訟の各判決で指摘された違憲状態を是正するのは国会の責務であるという認識が国会議員に広く浸透するに至った。これらの事情を踏まえると、いわゆるLGBT理解増進法が制定された2023年6月の時点でも、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

4 2023年6月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点

2023年6月以降も、本件憲法違反が国会にとって明白であることを基礎づける事実が断続的に生じ、これらの事実が積み重なることにより、国会にとって本件憲法違反の明白性がより増している。

まず、法律上同性のカップルに婚姻を認める国・地域は、本件の口頭弁論終結日現在、39に上る。その範囲は、ヨーロッパ、北米、アフリカ、中南米、オセアニア、アジアにも広がっており、いわゆる「同性婚」の法制化は、国・地域を超えた揺るぎない潮流となっている。

また、2025年4月1日までの時点で、条例や要綱などでパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入済みの自治体数は少なくとも524自治体（人口カバー率約92.68%）となった。

さらに、重要な最高裁判例が2つ言い渡された。特例法生殖不能要件違憲最高裁大法廷決定（甲A533）では、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると判示され、性自認や性的指向は個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であり、これを合理的な理由なく制約することは憲法に違反することが明確化された。また、犯給法最高裁第3小法廷判決では、法律上同性のカップルも婚姻をした法律上異性のカップルと同様の関係を構築しうることが示された。

さらに、本件関連訴訟に関し、2024年3月に、札幌高等裁判所が憲法24条及び14条1項に違反する旨の判断（甲A603）を、同年10月に、東京高等裁判所が、現行の法令が同性間の人的結合関係については婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは憲法14条1項、24条2項に違反する旨の判断（甲A710）を行った。同年12月、2025年3月には、福岡高等裁判所、名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所の判決がそれぞれ下され、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除する本件諸規定は憲法24条2項、14条1項や13条に違反するとの判断が示された（甲A835、甲A922、甲A923）。

高裁で明確な違憲判決が出されたことにより、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、本件及び本件関連訴訟判決で指摘された違憲状態を是正する責任は国会にあるという認識は、野党の立憲民主党、日本共産党、社民党や与党の公明党などの所属議員により強く意識されるようになった。また、いわゆる同性婚には賛成していない自民党の中でさえ、石破前総理大臣のような有力な議員が同趣旨の認識を公にするに至っている。

このような事情に鑑みれば、どれだけ遅くとも、本件の口頭弁論終結までの一定の時点、例えば、東京高裁判決（一次）（甲A710）の言渡し時（2024年10月30日）などの時点において、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

第4 ㊦長期間の懈怠要件の充足について

1 2008年

上記で述べたように、2008年には、国会にとって本件憲法違反は明白であった。そうすると、本件の口頭弁論終結日までに17年が経過しているところ、本件憲法違反を是正するために必要な措置を講じることとは、不可能でもなければ、それを著しく困難にさせる事情も本件では存在しない。それにもかかわらず、国会は、本件憲法違反を是正するために必要な立法措置を何ら講じず、この問題を放置し続けた。よって、㊦長期間の懈怠要件が充足される。

2 2019年6月、2023年6月、2023年6月以降本件口頭弁論終結日までの一定の時点

仮に、2008年の時点で国会にとって本件憲法違反が明白であったといえずとも、上記のとおり、2019年6月、2023年6月、2023年6月以降本件口頭弁論終結日までの一定の時点のいずれかの時点において明白であった。2019年6月の時点を基準としても6年程度の期間しか経過していないが、本件において侵害される権利・利益の性質及びその程度の重大性、救済の緊急性、立法技術上の問題その他立法対応を困難とする特別な事情の不存在、既にどの程度の準備期間があったのか、どれだけ建設的かつ実質的な議論を国会が続けてきたかといった諸事情を考慮すれば、上記いずれの時点をとっても、㊸長期間の懈怠要件が充足されるに必要な期間は本件口頭弁論終結までに経過していたと評価すべきである。

第5 結語

以上のとおり、申立人らが主張するいずれかの時点で、本件憲法違反が国会にとって明白となっており（㊶違憲の明白性の要件）、どれ程遅くとも本件の口頭弁論終結日においては、国会は必要な立法措置を合理的な理由なく長期間懈怠していると評価するほかない（㊸長期間の懈怠の要件）。よって、本件立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法であり、相手方国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、申立人らそれぞれにつき金100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じる旨の判決が下されなければならない。

以 上